

## 第21回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成24年10月 9日(火)  
午後1時30分から  
場所 上牧町役場 3階 委員会室

### 次 第

- 1 開 会
  
- 2 『上牧町まちづくり基本条例策定スケジュール工程表 続 (案)』について
  
- 3 「行政部会専管テーマ」に係る条文(案)の検討・確定について
  
- 4 「町民部会専管テーマ」に係る条文(案)の検討について
  
- 5 その他
  
- 6 閉 会

## 上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第21回）議事録

開催日時 平成24年10月9日（火） 午後1時30分から  
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室  
出席者 委員 21名  
欠席者 委員 2名（梶野委員、植村委員）  
傍聴者 1名  
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、  
松井係長、野村主事

### 開 会

#### 委員長あいさつ

議 長 本日配布された資料の確認をしたい。次第、工程表（続）案、新聞の切り抜き2枚、住民投票制度についてのレジュメ、住民投票制度の調査研究、行政部会専管テーマに係る条文素案、行政部会専管事項があるか確認してほしい。

それでは、「上牧町まちづくり基本条例策定スケジュール工程表・続（案）」について、工程表を作成してもらった小林副委員長に説明をしてもらいたいと思う。

小林委員 <上牧町まちづくり基本条例策定スケジュール工程表・続（案）についての説明>

議 長 工程表の内容もそうだが、有識者会議についての記事をご覧になった方、副委員長の説明でもあったとおりに多いと思う。調整会議で決してこの工程表を決める内容ではないと思うので、皆さんの意見をここで伺いながら進めていきたいと思う。何か意見等あれば挙手のうえ発言をお願いします。

小田委員 三つ質問があるが、調整会議で町長に話を伺うということであったが、その調整会議というのは全メンバーが揃っていたのかというのが一点。つまり会議のメンバーの意見交換がスムーズに行っていたのかということと、我々委員会のほうから町長に懇談を求めたというように伺ったが、町長の

から説明したいからというような積極的な働きかけはなかったのかどうかというのが二点目である。三点目は新しくできる委員会について説明のなかでは、役場の部長クラスと議会議員の増員という説明であったが、現委員は全員と理解してよろしいか。

小林委員 一つ目の質問は、全員のメンバーで面談させてもらう予定であったが、足立部会長が当日仕事の関係で欠席であった。足立委員以外のメンバーと事務局が入って行った。

二つ目は、まず調整会議で工程表の続編の検討を始めた。複数の案をたたいていたが、そのタイミングでこの新聞記事が出た。だからこの新聞記事はどうこなすのか、今の委員会自体の根拠が揺らぐ話になるので、ここの話は委員会で良いか悪いかは言えないので、これについて町長はどう考えているのか。また町長の意見は間接的には事務局からは聞こえていた。これは大事な話であるので、事務局から間接的に聞く話ではないということで、きちんと我々が会って、町長の意見を聞くべきではないかということで、こちらから早急に時間をとってもらいたい。今日の全体会で間に合うように工程表を出さないといけないので、間に合うように時間をとってほしいと申し入れた。

三つ目は、新委員会のメンバーはどうなるのかという質問だが、条例で新委員会のメンバー構成は決まる。今のこの段階でどうなるのかというのは、もちろん分からないことであるが、町長の考えは明確には言っていないが、今の委員会でやってもらっているのが、条例素案を作ってもらうことで議論が中心の委員会である。新委員会は、説明会であるとか、解説書のベースになるものを考えると、そういった作業が中心の委員会だというイメージを背景にあったのかも分からないが、メンバーの数は縮小したいという考えである。全体として何人とは言っていないが、今のメンバーよりは減らすという考えである。一方で役場や議会から新しいメンバーが入ってくるので、そうなる結果として、現委員会のメンバー全員が移行するわけではなくて、また今の委員会のメンバーの中にも新しい委員会へ行きたい人もいれば、そうでない人もおられると思うが、基本的には現委員会からの移行者（移る人）とでということに捉えていただきたいという町長の話であった。おそらく20人以下になると思う。要は、分担して作業を進めやすいようなメンバー数を考えておられると思う。町長に質してもイメージを持っておられないと思うので、しっかりとした回答をもらえないと

思う。

小田委員 三つ目の現委員の移行というところがはっきりしたので、全員が移るわけではないということで、新条例で決まることだから、場合によっては一人も入らないということもあり得ると理解している。先ほどの説明のときに現委員会から移行するというような言葉があったので、そのところをはっきりしたかったので確定していることではないということでは理解している。

小林委員 補足すると、現委員会から誰も行かないということはないと思う。第1次の答申を作ったものを誰も行かないというのにはあり得ないと思う。町長も当然次の作業に必要なメンバーには入ってもらいたいと思っていると思う。

小田委員 一つ目の質問であるが、我々の部会長でもある足立委員が仕事の都合で出席していなかったということだが、言葉尻をつかむようで心苦しいのだが、最初の説明で、各委員の意見は出してもらっているというように言われたが、足立委員の考えはどのように意見を出されたのか伺いたい。

足立委員 もし違法性があるのであれば、すぐに（委員会を）とめてその問題を解決してから再開したほうがいいのかという意見を連絡させてもらった。

小林委員 今の足立委員の意見は事務局のほうにメールで送られて、転送で私も見たが、要は、違法性があるのであれば、コンプライアンス上の課題ではないかと、だから直ちにこの委員会の作業を中止したほうがいいのかという意見であった。ただ、そのメールとかのやりとりがあったのは、町長の懇談が終わったあとのメールで私は拝見した。それともうひとつは、休止するというのは大阪府のような話と同じであるから、では休止したあとどう解決するのか、解決の案が必要である。休止したままほっておくというのも案かも分からないが、この話はすぐに名案が出てくるような話ではない解決案として考えられるのは、一旦休止しても二つしかない。遡ってこの委員会を正当化してもらおうような手をうってもらおうか、この委員会は違法性があるという恐れがあるのだから、できるだけ早く終了して、今後の作業は新しい条例に基づく委員会を立ち上げて、作業を継続してもら

うということしかないと思う。それ以外の案があるのであれば、むしろ具体的に出示してもらいたい。

足立委員 法律的にどういう問題があるのかというので、法律のことはよく分からないが、その問題を修正して、そのまま開催すればいいのではないかと思っていた。もう一点は、中川先生がアドバイザーで所属されているので、意見をお聞きしたいと思った。解決する手法が直接分からないので、専門家に聞いたらいいいのではないかと思う。

小林委員 この問題はあまり議論しても仕方がないと思う。中川先生も法律家の専門家ではないので、まさに地方自治法の解釈問題で、先ほども言ったように地方自治法に基づく附属機関の解釈を法的にどう解釈するという問題で、総務省の見解が出されてない訳であるから誰に聞いても分からないと思う。それから中川先生は、生駒市の条例にも携わっておられたと思うが、その生駒市も問題になっている。だから中川先生に聞いてもこの問題の回答は得られないというように思う。足立委員の気持ちは分かるが、現状は新聞記事にもあるとおりだと思うしかないというように思う。そのうえでどうするのか決めてもらいたい。

井尻委員 私も詳しいことは分からないが、知っている範囲で言えば、違法性というのが前面に出ているが、報酬が出たことについて違法だということだと思う。であるから、(委員会)でやっていることは別に根拠のないことでもないし、堂々とこのやってきた過程のものは誇ってもいいことだと思う。この新聞の記事も中身はあまり詳しく書いていないが、いわゆる要綱の設置であるので、法的には町長の私的諮問機関ということであるから、そこに報酬を出すというところのその部分だけが違法だと私は思う。であるからこのまま続けても別に大きな問題ではなかったというように思う。それともう一つ、地方自治法違反という記事内容になっているが、もともと法律には「してはいけない」、「こうしないさい」とかあるが、かなりの部分はこう行政裁量ということで、行政にかなりの裁量権が認められている事項があるが、今回の事案もそうだと思う。であるから専門家に聞いてもこういった設置の仕方が100%地方自治法に違反していると言う答えには多分ならないのではないかと思う。

小林委員 今の質問は大変難しい質問である。分かる範囲で答えるが、法律的にどうなのかというのは先ほどみてもらった産経新聞の記事に、広島高裁で違法であると確定判決になっている。しかしどの委員会も違法かとなると、朝日新聞の記事にもあるが、総務省の担当者も基準を示しにくく、議決が必要かどうかは実態に判断するしかないということで、何度も言っているように総務省も付属機関なのかどうかの基準は示せないと言っているわけである。ただ、広島高裁で違法の判決が出て確定しているのも事実である。そういうことでこの問題については、きちんとしておかないと、あとで皆ひっくり返される恐れがあるというのは間違いないと思う。もう一つは、公金のところだけが問題ではないのか、やっていることは正しいことだからいいのではと、そのまま継続してはどうかという話であったが、私もやっていることは住民がボランティア的に関わって条例作りを行っているので、今までの議論は大事にしてもらいたいというのは全く同じ意見である。ただ、住民の監査請求や訴訟をあげてもそうだが、公金のところは分かりやすいのであげているが、違法な委員会がまとめた案を出してきても、議会がまともに受け付けないのではないのか。なぜ生駒市で問題になったかという外国人参政権を入れた条例を生駒市が条例案をまとめてだしてきたわけである。その委員会が出した案に、これはおかしいのではないかということでた別の市民グループがあって、その過程で外国人参政権の部分が本丸であるがそこを攻めるのに、市民グループが気づいたのは、そもそもこの条例をまとめた市民会議の設置根拠がおかしいのではないかということで問題にしたわけである。形は報酬を支払うのがおかしいと、私的諮問機関の委員に報酬を払うのはおかしいということになっているが、本丸は公金のはなしではなく、委員会のやっている内容（条例策定）が何の権限もないのに作るのか、どこにそんな権限があるのかということを行っているわけである。だから外国人参政権を出してきても、関係ない相手にする必要はないというのが生駒市のトラブルである。井尻委員の言っている形では進まないと思う。

井尻委員 少し違うように思う。その訴訟の内容が何かわからないが、多分報酬の返還請求ということだと思うが、それは確かに私的諮問機関の委員に報酬を支払うというのは、私的な委員会をたくさん作って報酬が出せるということに繋がってしまうので、これは駄目だろうと思う。委員会の設置そのものが違法であると小林副委員長はおっしゃったが、当初にも報酬に絡めて

問題になったと思うが、町長に対して答申するという事で、町長に私的諮問機関ということであるので、町長が諮問機関を作っている考えを求めるということ自体は違法ではないと思う。これが何かの政策に使うということであれば問題であるが、町長が自分なりの条例案を議会に提出するという進み方をすると思うので、委員会の設置そのものが違法ということにはならないのではないかと思います。

小林委員 この議論については、私も専門家でもないし、あまり生産性もないと思うが、先ほども言っているように、この委員会のすべてが違法とっているわけではなくて、新聞記事にもあったように地方自治法の決めている内容が、自治体が施策の審査や調査を行う審議会などの附属機関を置く場合には、議会の議決が必要であるということが書いてある。附属機関にこの委員会があたるかどうかである。それは私にも分からないが、大事な委員会であることは間違いない。基本条例を決める委員会であるから附属機関にあたると言われても仕方がない。そうすると地方自治法には議会の議決を経た委員会でやりなさいと書いているにもかかわらず、その手続きをやっていないではないかと言われると、やはり違法であるというようにならざるを得ないという私の考えでもあるし、町長も同じような考えであると理解している。

畑中委員 今、小林委員の言ったことは全くそのとおりだと思う。ここで問題になっているのが、大阪府も大阪市も外部有識者会議で、どういった形で会議を設けたのか経緯は分からないが、この我々の属している委員会は条例をつくるということで、広報などで募集して集められた委員会で、議会の議決は経ていないが、議員も知っているうえであると内緒で委員会を設けたわけでもない。大阪の件は誰かが知らないうちに開いていたのではないかという気がする。私たちの委員会は用心のためにこうしたらいいだろうということだと思う。

小林委員 畑中委員のような考えもあると思うが、ただ生駒市の問題は市民会議である。まさに住民が中心になっている会議のことが檜玉にあがっている状況である。だから言葉が有識者会議というように書いているが、この件については私が言うより、事務局のほうから補足説明してもらいたい。

議長

事務局の補足説明の前に、私は畑中委員の意見は本当にご尤もな意見であると思う。今回の判決についても一度説明すると朝日新聞の記事の3行目の3列目の4行目で次長自治法というのは、有識者の意見を行政運営に活かすために自治体の委員会や審議会の附属機関の設置を認めている。法律で決まっている話である。であるから附属機関を設置するには条例を設置しなければならないというのは地方自治法の第138条の4で決まっている。そこでこの附属機関というのが何なのかというのが総務省の見解で曖昧で、それが朝日新聞の4列目の真ん中辺りに書いてある、「住民が権利義務に影響を及ぼす権限行使の前提となる調停、調査、諮問を行うなら附属機関にあたる」というのが広島高裁の判決で出た。であるから法律ではないけれども判決が出たということは法律と同じ意味を成すというのが法解釈の話なので、こういった形のものが附属機関である。今回の広島の問題については、附属機関にあたり議会の議決がないので違法になった。では上牧町まちづくり基本条例策定委員会はどうなのか。率直に言うと町長が諮問したものであるのもので町長がどう思っているか、極端な話で違法であるから町長がやめてほしいとなるとやめないといけないということで、町長の意向を聞いたのが10月3日の懇談会であった。結論を言うところらについては、町長の答申を持ってこの委員会の役目を終わらせてもらって、新たに条例の設置委員会の設置をして、条例を作って新委員会を立ち上げてほしいという意向があったということである。

法的な話については、附属機関であるかどうかという議論になっているので、もし上牧町まちづくり基本条例策定委員会が附属機関にあたるという何らかの住民監査請求があって違法になったとき、すべてが覆ってしまう恐れがあるので、町長の答申を出した段階でこの委員会の役目を終わらせてもらって新たに条例を作って新委員会を立ち上げたいという意向があったということである。

事務局

大阪府や大阪市にしても、上牧町にしても、今まで全くこういった形は喧しく言われなかった。首長の諮問機関ということでいろいろな委員会が作られてきた。ただ生駒市がああいった形で問題になり、全国的に波及しているわけである。先ほども委員長がおっしゃったように地方自治法の第138条の4の第3項で、執行機関についていろいろ定めている。その解説のなかで、「名称のいかんを問わず、また、臨時的、速急を要する機関であってもすべて条例によらなければ設置できない」というような形になって



いる。諮問機関はほかにも、ペガサスホールの開館に向けて公募で住民の方にしていただいている分についても町長の諮問機関である。言葉の御幣があるかも分からないが、このまちづくりの委員会とは重さが違う。最高規範の憲法を作るといような形で進んでいるわけであるので、町民や行政を縛るといようなことになってくると思う。最終的には附属機関に間違いはないであろうという思いであるので、町長としては、条例案を出してもらうまでに諮問機関としての条例素案の答申をもらう。それから条例に基づく委員会を再設置して進めていくという、安全策をとっているのも事実である。今までやってきていただいたものを全て無駄になるということはないように考えている。

小田委員 我々はその諮問を受けた側であるが、それが違法であるかないかというのを論じているわけであるが、委員長も言ったように、違法性の可能が濃いのと思うが、そういう状況であるにも関わらず結論だけは出せというのが、最初に説明してもらった内容であると思う。そうであるならば、ここへ町長が来て状況や自分の意思を説明してもらおうということがないと責任ある者が来ないで、我々にその違法性が濃い状況のなかで仕事をせよというのは少し負に落ちないと私は思う。

小林委員 今の小田委員の意見は尤もだと思うので、町長の都合もあるだろうと思うが、つきの委員会にでも来てもらって町長の考えを聞くというのは、十分了解は得ると思う。

木村委員 違法性の議論になっているが、違法性というのはそういった根拠があって、それに対して法的に問題があることをいうが、私の解釈ではこの委員会を始めるにあたっては町長の諮問機関として町のまちづくりについて考え意見を交わしたいということであったと認識している。先ほどの意見でもあったが諮問機関ではないとかいう意見はおかしいと思う。もし諮問機関を外すときは町議会の承認とか規則に則って、それでやっているという経緯づけが必要である。私はそれがきちんとできていれば違法性そのものについてはあまり問題ないと思っている。

小林委員 この委員会は、町長の諮問機関である。諮問機関として始まったわけで、町長に答申するということを担っている。ただスタートのときに町長も事

務当局も町長の私的諮問金でこの基本条例を検討することがいいのかどうかの問題性の認識が全くなかったと思う。要綱に基づく委員会で進めても問題ないと考えていたということで、これは誰しも問題ないと思ってスタートしたが、これはおかしいと、一番大事な事を議論する委員会であるならば、これは地方自治法に基づく附属機関としての条例を作って、議会の承認を得た委員会でないともまずいのではないかということになってきた。これを今の段階ではどうするのかという話で、今直ちにやめて今の状況で町長に下駄を預けるということもある。しかし町長は中途半端な状態でもらっても困るし、我々としても町民部会の検討もこれから始まる状況なかで、途中でやめて出すというのも変な話であるので、違法性の懸念はあるけども、ただ一区切りするまでは目を瞑ってやろうということである。延々と活動内容が広がって、住民説明会やクリックコメントの募集を行うとなると少しまずい。だから違法性の懸念がある委員会は条例素案のところまでは目を瞑って引っ張って行って来年の1月末までに出して終わる。そのあとは委員会設置の条例を作ってやろうということである。

議 長     それでは10分間の休憩を挟んで、45分から開始する。

— 休 憩 —

議 長     残り40分間であるが粛々と進めていきたい。工程表については先ほどの話があるので、こちらについてはもう一度次に話をさせてもらうこととする。いろいろな話があるなかで、町長の諮問機関である以上は、諮問者である町長が1月末を目途に答申を出してほしいと言われたら、それを出すような形にしていくというのが諮問機関の役目だということも認識したうえで、そして外川部長のほうからも話があったが、最高規範である憲法に準じた条例を作るというのがあるので、策定過程に何の憂いもなく作成していきたいという町長の意向があるのも事実である。何らかの形で違法性を問われかねない委員会で条文案を作って、何か突っ込まれるよりは、きちんとした形（条例に基づいた委員会）で最終的なものを作っていきたい。それでは次第3で、行政部会の専管テーマに係る条文案の検討・確定についてということで、お手持ちの資料あるいは事前の使用を見ながら、藤村部会長の説明をお願いしたい。

藤村委員 <「行政部会の専管テーマ」に係る条文(案)についての説明>

事務局 <住民投票についての説明>

議長 住民投票制度について、質問等がある方は挙手をお願いしたい。

小林委員 住民投票の条例案については、今説明があったように常設型にするのか、個別型にするのか、そこがポイントだと思う。個別型は地方自治法第74条に決まっているが、常設型にするには、何分の一にするかというのをいろいろ議論があるというところで、ほかの自治体でも数字が分かれていると思う。

仮に常設型を設置したとして、必要が3分の1とか、4分の1とか、かなり高いハードルである。先ほどの事務局から話があったように、これだけの数を集めるのは難しいだろうと思うが、もし常設型のハードルは越えないうが、署名数が50分の1は超えたというとなると個別型に切り替えて地方自治法に基づく住民投票請求を行う。そして議会で評決をとるというのであれば可能ではないかと思うがそれはどうか。

事務局 常設型から切り替えて、それに基づかない形での50分の1となれば、個別設置型の条例を再度制定するということになる。

小林委員 それについて、多いのは原発反対とか、焼却場を作るのにその地域の人が反対するとかあるかも分からないが、個別設置型は個別の問題が生じたときに行政が進めようとしているのとは違う形のものを求める団体が署名を集める場合だから、仮に原発設置反対の署名が50分の1以上集まったら、推進派の首長に対して住民投票をしてほしいという案件を議会でかける。そして住民投票をするか、しないかを議会で決める。議会で可決すれば住民投票を行うことになる。要は50分の1以上の署名を集めても個別設置型の場合は、直ちに住民投票はされない。議会の手続きがもう一度必要であるということで、まちづくり基本条例よりも地方自治法は上位法であるわけがあるから、常設型であると決めていても個別型の50分の1以上請求は排除できるのか。

田島委員 日吉津村で実際に条例になっているのだが、50分の1の連署をもって町

長に住民投票を請求して、町長は意見を議会に付議して、出席議員の過半数をもって住民投票の実施をするという規定を自治基本条例の中に盛り込んでいる。この矢印は下だけではなく、横にも向けることができる。

小林委員 私も田島委員の意見のとおりのことを思っていた。地方自治法は上位法であるから、上位法を基本条例で否定するような、いわゆる個別型の住民投票申請を妨げるようなことはできないと理解した。

事務局 今ご説明していただいた内容については、日吉津村は個別型と常設型の平行で書かれている部分であって、常設型については、住民から議会による審議を経るということにはならないと思う。経る場合であれば、個別設置型になるのかなという認識である。副委員長が言うように地方自治法を抵触する部分については私が説明させてもらった内容ではないのかなと認識している。

田島委員 常設型の場合は予め住民投票条例というのを定めておく。だから投票条例が既にあるということのなかに50分の1の住民からの請求があれば議会にかけてという形で投票条例のなかに、そういった文言をいれれば可能であるという話になる。必ずしもその都度、個別案件ではなくて予め住民投票のなかにネガティブリストを作っておくのが一般的であるが、全部書くのは難しいので、ネガティブリストを投票条例のなかに盛り込んで、なおかつこういう場合には、こういう流れになる。住民請求で6分の1、3分の1があれば、議会の議決を経ずに即住民投票を行うという、具体的なものを一般的には投票条例のなかに盛りこんで常設型としておくのが一般的であるが、日吉津村は例外で、請求のパーセンテージまで盛り込んでいる非常に珍しい条例であったので参考にした。常設型の場合は住民投票条例を予め作っておくのが常設型であって、個別型というのは、その都度議会の議決を経て行わないといけない。個別の場合は行い易いと言っていたが、実際には成立率が30年間で首長が提案した場合は89.88%で、議員が提案した場合は38.11%で、住民が直接請求した場合は16.24%となり、非常に住民からの請求が行われて成立した件数は低いということなので、必ずしも個別型の住民提案が通り易いメリットとなるかどうかというのは、議会を一度経るということになるので、必ずしもそうとは言えない。もう一つは、もともと住民投票は何のためにするのかということ私たち

は考えないといけないと思う。首長の場合には、自分がこうしたいと訴える場面がいくらでもあるが、例えばタウンミーティングや議案などで幾らでもできる。議員のほうは、今では議会報告会がないので、直接住民意見を吸い上げるというのは公にはされていないが、個々の議員活動として住民意見を吸い上げてその場を通じて権限として幾らでも訴えることができる。ところが住民とは首長や議員に訴えても無視されてしまったら意見が言える場所がない。その最後の手段として住民投票というのがあるということで、これを推進するわけではない。乱用をしてはいけないということで、ハードルを高くすべきであるが、いざという時のために担保制度としてはどうしても必要なものではないかというように私は思う。

乱用は避けるものとして設置はするけども、どうしても必要なものであるので、首長発議とか議員発議とかはなしでもいいと思う。その人たちは仕事の権限でやればいい話で、請求の権限があるとすれば住民請求のことだけしっかりやればいいと思う。

小林委員 田島委員から詳しい話があって勉強になったが、いずれにしろ住民投票というのは私が調べた限りでは、個別型が16%ぐらいしか成立していないという話があり、一方で常設型は成立率が0%という話であったが、個別型のほうが若干成立しているということである。

それでもう一つ訊ねたいのだが、個別型の場合は地方自治法に決まっている。改めて基本条例に書かなくてもいいのではないか。これは、仮に行政部会が個別型を推薦されて全体会でそういった意見がまとまれば、基本条例にわざわざ書かなくてはいけないのか。上位法に反するものを決めても仕方がないわけであるので、50分の1という住民投票は要件に決まっているわけであるから、それはあえて書かなくてもいいのではないか。

これは意見であるが、先ほど藤村部会長から提案のあった条文を読むと、住民投票の第1項で「町長は、住民の暮らしに関わる行政上の重要事項について、直接住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。」とあるが、この書きぶりが常設型の住民投票条例を決めるとそれを恒久的というか、個別案件の条例でなくて、常に存在する条例である。その第2項に「前項に規定する住民投票の実施については、別に条例で定める。」と細かいことは別途定めるということで、まさにほかの市町村の自治基本条例の比較で読んでも常設型の書き方である。だからこの辺に違和感があって、個別型と言いながら書かれている書き方

は常設型であると思うので、そこの整理が必要であると思う。

事務局 今の指摘であるが、ここについては、常設型を標榜したものではない。ここでは50分の1など具体的な規定をしていない。基本条例ということであるので、制度を設けることができると、この制度を設ける上では常設型、個別設置型のどちらも条例を制定するという共通点があるので、条例を制定して制度を設けるという基本的なことのみを記載させてもらっている。常設型であったもこの条文は間違いではないので、どちらの条例にも対応するという形で作った。

小林委員 今の話が全く納得、理解ができない。要は、個別型と常設型の両方がある、どちらのメリット、デメリットを説明して議論しているわけだが、その結果、全体会でこれは個別型でいこうと、行政部会で提案されているのが個別型であるので、それであれば個別型と分かるように書いておかないといけないのではないか。どちらでも読めるというのはおかしいと思う。検討委員会で検討した結果、常設型もあるけども今回は採用しないで、地方自治法で決まっている本来の方法だけで、それに限定して住民投票制度を設けるということであるならばそう読めるように書いておかないといけない。どちらでも読めるというのは責任逃れというか、あり得ないと思う。書きぶりについては行政部会でもう一度考えてもらいたい。

藤村委員 もう一度確認する。

議 長 行政部会の条文案であるが、住民投票についてはもう一度案を作成してもらおうということによろしいか。これについて田島委員何かないか。

田島委員 もう一度案を考えていただくときに、住民投票の条文であるが、案のほうは「議会の議決を経て」というのが入っているが、10月9日提出分の最終版には「議決」が入っていないがどちらのほう正しいのか。

藤村委員 「議会の議決を経て」が入っているほうが正しいものである。

田島委員 それと第3項のところで、「町長は最大限尊重する」とあるが、「町は」とするか「町長及び町議会」としないと、町長だけが尊重するということに

なるのではないか。また、町全体とするならば「町は」にするほうがいいのではないか。そのあたりの主語ももう一度検討してほしい。

藤村委員 その辺りも踏まえて検討する。

議長 住民投票については、行政部会で再度検討してもらうが、町民部会でも住民投票の条項があるので、今回は最終案ということではなくて、行政部会の案と町民部会の案を一緒にぶつけて議論していくということをお願いしたいと思う。

これで行政部会の条文案についてすべて議論したが、全体を通して何か質問等はないか。

田島委員 前回にも言ったが、基本理念は非常に大事なものであるもので、単に解説だけに入れるというのは、私が違うのではないかと思うので、基本理念という言葉を使うのであれば、総則などのところに基本理念として載せるべきであって、載せないのであれば、こちらのほうを違う表現にするということももう一度考えてもらいたい。

藤村委員 行政部会のほうでは、基本理念というのは、これまで前文と総則に書かれたことが基本理念だという考え方をしているので、それが違うのであれば全体会のなかでもう一度議論してもらえればいいと思う。

小林委員 私もどちらかというところ、田島委員の言っている意見に近いが、ただ議論自体は先ほど部会長が言ったように基本理念のところは空欄になっているが、そこを埋めるという話であるが、こういった解説をつけるのか読ましてもらってから議論してもいいのかなと思う。

畑中委員 この件に関しては以前言ったと思うが、理念というのは考え方である。従って基本理念という条項を設けて書くというものではない。であれば前文をよく読んでもらいたい。こういったまちづくりをしたいのかそこに皆書いてある。例えば生駒市の前文を読んでもらったら「・・・を理念として」と書いてある。少なくとも理念については、ああいったものであるとか、こういったものであるとか書くようなものではない。参考資料を見てもそういったことを書くと難しい言葉を使って分かりにくくなるので、行

政部会では基本理念というものを出さなかったということである。

基本原則は、いろいろな事に共通したことであるので、勝手なことを書いていたら何が出てくるのか分からなくなるので、条文化しないと原則として成り立たなくなるので、その辺りを取り違えないようにしたいと思う。

田島委員 思いは十分に分かるが、この意見をなぜしつこく言わせてもらうかという  
と何も知らない人が初めてこの条文を読んだときに、分かりやすくという  
のはそういった意味であると思う。だから私たちは一生懸命まちづくりの  
ことをいろいろな面から考えて作っているから何となく基本理念というの  
は分かる。また生駒市の場合は、前文の中にこういったものを基本理念と  
するみたいなものがあれば分かると思う。生駒市は書いてあるが上牧町は  
書いていない。読む人は分かりやすいものであればどういったものでも構  
わない。

議 長 こちらについては、今の意見を踏まえて、条文案を作成してもらった行政  
部会のほうで、解説のほうに記載するということであるので、その内容で  
いきたい。また、その解説の内容等については、今後住民説明会を経て議  
論を整理したいと思う。

ほかに意見はないか。(意見なし)

それでは、町民部会の専管テーマに係る条文案の検討については次回の課  
題にしたい。本日追加資料があるので配布する。

足立委員 <町民部会の専管テーマに係る条文案の検討 追加資料の説明>

議 長 それではこれで第21回まちづくり基本条例策定委員会を終了とする。

次回は、10月26日(金)14時00分から役場3階委員会室で開催